

～ カザフスタンを旅行される皆様へ ～

1 自動車の運転について

カザフスタン交通警察当局の説明によりますと、カザフスタン国内において自動車等を運転するためには、カザフスタン国内の法律に基づき交付された運転免許証か、ウィーン条約に基づく国際運転免許証をカザフスタン国内の公証役場で公証されたものが必要です。

日本国内で交付される国際運転免許証は、ジュネーブ条約に基づくものですので、カザフスタン国内では有効ではありませんのでご注意ください。

2 外国人登録について

カザフスタンに5日以上（出入国日を含む）滞在する外国人には、外国人登録の義務があります（「登録手続きの概要」を参考としてください）。

登録していない場合、出国を拒否され、登録期限経過後の手続きには、罰金のほかに、弁護士費用と通訳費用が別途必要となります。（街頭での職務質問や出入国審査手続きの現場で、正規の手続きによらず罰金を徴収する行為は違法です（正規の支払いは銀行振り込み）。現場で現金を要求された場合は、別紙（本文書3頁目）を提示するなどして、担当者の氏名等を確認するとともに、正規の登録手続きの教示を受けて登録をしてください。）

アスタナ市、アルマティ市の移民警察局の所在地は以下のとおりです。その他の都市で登録をする予定の方は、あらかじめ、訪問予定都市の移民警察局の所在地と連絡先等を、ご自身で確認しておいてください。

受付時間等は予告なく変更される場合もありますので事前に確認をしてください。

● アスタナ市移民警察局

住所：S e i f u l i n a , 2 9

電話番号：(市外局番7 1 7 2)7 1 - 6 1 - 2 1

申請受付時間：

9時00分～18時00分

（昼休み13時00分～14時30分：日曜日は休日，土曜日は交付のみで受付無し。）

登録書の交付時間は受付員より指示があります。

● アルマティ市移民警察局

住所：K a r a s a i B a t y r a , 1 0 9 A

電話番号：(市外局番7 2 7)2 5 4 - 4 1 3 2

申請受付時間：9時00分～12時30分（木，日，祝日休み）

発給時間：18時00分～19時00分（木，土，日，祝日は受付のみで交付無し。）

～ 登録手続きの概要 ～

日本を含む28か国の国民の外国人登録は、各国にあるカザフスタンの領事機関における査証発給の際に手続きがされ、国内12の国際空港から入国する際に登録が完了するとされています。

(1) 空港における外国人登録手続きは以下のとおりです。

空港に到着したら **MIGRATIONAL CARD** (入国審査場の前等に置かれている。) に必要事項を記入してください。その後、入国審査官に旅券と **MIGRATIONAL CARD** を提出すると、**MIGRATIONAL CARD** の2か所 (入国と登録の箇所) に日付入りの角印が押され登録手続きは完了します。このカードは出国時まで旅券とともに大切に保管してください。紛失した場合は速やかに移民警察局へ赴き手続きをしてください。

(2) 陸路や海上から入国する場合も上記(1)と同様に、**MIGRATIONAL CARD** に必要事項を記載して入国手続きをしますが、入国時には、**MIGRATIONAL CARD** にはスタンプが1つしか押されず登録は完了しません。

この場合を含め、空港等の国境で何らかの理由で外国人登録がされない場合 (**MIGRATIONAL CARD** にスタンプが2つ押されていない場合) は、出入国の日を含めて5日以内 (土曜日、日曜日、休祝日を含みます。) に移民警察局での登録手続きが必要です。

(3) 入国時に外国人登録がされていても、滞在が90日を超える場合には、移民警察局での登録が必要です。

(4) 移民警察局での登録申請に必要な書類は、旅券及び申請書 (移民警察局で入手可能、ロシア語で記入) で手数料は無料です。

(5) 出国時、登録がされており、滞在が90日以内であれば、空港等の出国審査場で、**MIGRATIONAL CARD** は回収されます。



**Посольство Японии
в Республике Казахстан**

Посольство Японии в Республике Казахстан просит Вас дать возможность японскому гражданину, имеющему настоящий документ, связаться с Посольством и не отказать в предоставлении нижеизложенной информации.

Посольство Японии также напоминает, что согласно законодательству РК, взимание штрафа на месте сотрудниками государственной службы не допускается.

Ф.И.О. _____
Принадлежность к ОВД _____
Занимаемый пост _____
Идентификационный номер _____
Телефон для связи _____

Посольство Японии в Республике Казахстан

+7 (7172) 97 78 43

在カザフスタン共和国日本国大使館は貴官に対し、本状を携行する日本人に大使館に連絡する機会を与え、また、貴官の下記情報の提供を拒否しないことを要請する。日本大使館はまた、カザフスタン共和国法律では官憲が現場で罰金を徴収することは認められていないことを申し添える。

氏名 _____
所属先 _____
官職 _____
I D 番号 _____
連絡先電話番号 _____

在カザフスタン共和国日本国大使館 +7 (7172) 97 78 43